

平成29年9月20日 発行 **第44号**

労務管理トピックス

医療労務管理アドバイザー(社会保険労務士)

外川博敏

■■■■『労働時間の適正な把握のために 使用者が講ずべき措置に関するガイドライン』について

平成29年1月20日、労働時間の適正な把握のための使用者向けの新たなガイドラインが策定されています。このガイドラインの主なポイントは以下のとおりです。

○ 使用者には労働時間を適正に把握する責務があること

[労働時間の考え方]

- 労働時間とは使用者の指揮命令下に置かれている時間であり、使用者の明示又は黙示の指示により労働者が業務に従事する時間は労働時間に当たること
- 例えば、参加することが業務上義務づけられている研修・教育訓練の受講や、使用者の指示により業務に必要な学習等を行っていた時間は労働時間に該当すること

[労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置]

- 使用者は、労働者の労働日ごとの始業・終業時刻を確認し、適正に記録すること
- (1) 原則的な方法
 - 使用者が、自ら現認することにより確認すること
 - タイムカード、ICカード、パソコンの使用時間の記録等の客観的な記録を基礎として確認し、適正に記録すること
- (2) やむを得ず自己申告制で労働時間を把握する場合
 - ① 自己申告を行う労働者や、労働時間を管理する者に対しても自己申告制の適正な運用等ガイドラインに基づく措置等について、十分な説明を行うこと
 - ② 自己申告により把握した労働時間と、入退場記録やパソコンの使用時間等から把握した在社時間との間に著しい乖離がある場合には実態調査を実施し、所要の労働時間の補正をすること
 - ③ 使用者は労働者が自己申告できる時間数の上限を設ける等適正な自己申告を阻害する措置を設けてはならないこと。さらに36協定の延長することができる時間数を超えて労働しているにもかかわらず、記録上これを守っているようにすることが、労働者等において慣習的に行われていないか確認すること
- 賃金台帳の適正な調製

使用者は、労働者ごとに、労働日数、労働時間数、休日労働時間数、時間外労働時間数、深夜労働時間数といった事項を適正に記入しなければならないこと



労務管理実務Q&A

医療労務管理アドバイザー(特定社会保険労務士)

高 橋 勉

Q. 育児休業が2歳まで取れるようになるのは本当ですか?

- A 条件が合えばその通りです。もうすぐ、来月の10月1日から、改正育児・介護休業法が実際にスタートします。 今回の改正のポイントは以下の3点です。
 - ① 育児休業中で子が1歳6ヶ月になりそうだが、保育園に入れない等の理由の場合。 この場合は、雇用保険の育児休業給付金も2歳まで延長となります。(事前に市町村発行の「保育所入所不 承諾通知書|等が、再度必要となります。)
 - ② 子供が生まれる予定の従業員を雇用管理者が知った場合は、その方に *個別、に育児休業等に関する制度を知らせる努力義務が創設されます。
 - ③ 未就学児がいる従業員が子育てしやすいよう、育児に関する目的で利用できる休暇制度を設ける努力義務が 創設されます。



ご不明な点がございましたら、医療勤務環境改善支援センターまでお問い合わせ下さい。

茨城県医療勤務環境改善支援センター(茨城県医師会内)

〒310-0852 茨城県水戸市笠原町489番地 TEL 029-303-5012 FAX 029-303-5116 http://www.ibaraki.med.or.jp/kinmu-kankyo/ E-mail: iryokankyo08@pure.ocn.ne.jp

医療機関の勤務環境改善研修会 (参加型グループ学習)アンケート結果

~ご協力ありがとうございました~

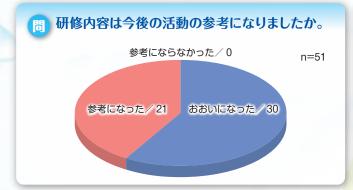
茨城県医療勤務環境改善支援センターでは、8月3日(水戸)と30日(つくば)の2回、37医療機関51 名にご参加いただき勤務環境改善研修会を開催しました。

講師およびファシリテーターとして西山病院管理研究所所長の西山信之先生をお迎えし、限られた時間の中で 充実したワークショップを展開していただきました。会場では4~5名の施設、職種、職位が異なるメンバーで構 成されたグループに分かれ、グループ内で共感できる「ありたい姿」に向かってシナリオを作成し全員で発表を 行いました。

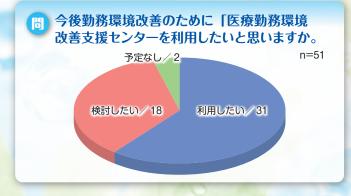
茨城県医療勤務環境改善支援センターでは引き続き、勤務環境改善研修会を開催してまいります。講演型で 年度内 10 月、11 月、12 月に県内5会場で行います。お申込みは締切りましたが、会場によっては空席がある 場合もございます。お問い合わせ下さい。













参加した皆様からのご意見・ご要望等自由記載(抜粋)」

- ●意識改革ツールとして有効
- ●方法の在り方が見えてきた
- ●実務レベルの研修を定期的にやって欲しい ●テンポよく学べた
- ●組織目標のプロセスが改めて理解できた
- ●具体的に職員の意見を引き出す手法として使いたい
- ●改善方法のヒントとして十分役立った

